

# 第7回盛岡市・玉山村合併協議会

## 会 議 録

盛岡市・玉山村合併協議会事務局

## 第7回盛岡市・玉山村合併協議会

日時 平成17年3月12日(土)午後2時

場所 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング11階ギャラキールーム

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 会長あいさつ

#### 3 議 事

##### (1) 報告事項

新市建設計画に係る県知事との正式協議の結果について

合併懇談会の開催結果について

##### (2) 協議事項

協議第71号 合併協定書について

##### (3) その他

合併協定調印式について

#### 4 閉 会

## 1 開 会

司会（沼田事務局次長） 皆様には、何かとお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます当協議会事務局次長の沼田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいまから第7回盛岡市・玉山村合併協議会を始めさせていただきます。

本日は、協議会委員28名のうち27名の出席となっており、定数であります28名の3分の2を満たしておりますので、協議会規約第9条第1項の規定により本日の会議は成立となります。

あらかじめ皆様をお願い申し上げますが、会議録作成の関係から、質疑につきましてはマイクをお使いいただきますようよろしくお願いたします。また、テレビカメラ等による会場内での取材につきましては、会長あいさつまでの頭どりとさせていただきます、会議に入りました以降は、報道席で取材をするようにご協力をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

## 2 会長あいさつ

司会 初めに、会長の谷藤裕明盛岡市長があいさつを申し上げます。

谷藤会長 本日第7回目を迎えました盛岡市・玉山村合併協議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、何かとお忙しい中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、昨年11月29日に第1回協議会を開催して以来、これまで6回の協議会を開催いたしまして、新市建設計画を含めて60項目に上る合併協定項目について、委員の皆様の熱心なご議論とご協力によりまして進めさせていただいてまいったところでございます。

第6回の協議会ですべての協議項目の協議を終えましたことから、協議された内容を合併協議会報告概要版として取りまとめをさせていただきます、2市村の全世帯に配布するとともに、合併懇談会を開催し、合併した際の新市のまちづくりや協定項目などについてご説明申し上げ、ご意見等を伺ってまいったところでございます。

懇談会では、合併に期待するご意見を多くいただいておりますので、2市村が持つ地域

資源を有機的に活用しながら、適切な役割分担や連携のもとに、自立した行政体として将来にわたって効率的で安定した行政を行い、「活力に満ち、詩情あふれる新県都」の創造に全力を傾注して取り組んでまいりたいと存じております。

協議会も大詰めを迎えましたが、本日の会議では、新市建設計画に係る県知事との正式協議の結果と合併懇談会の開催結果についてご報告申し上げますとともに、合併協定書についてご協議を申し上げるものでございます。

本日の会議におきましても、委員の皆様の活発なご議論をお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 議 事

司会 それでは、ただいまから会議に入りたいと存じます。その前に資料の確認をいたしたいと思えます。

本日お配りしました資料につきましては、次第、合併協定書、新市建設計画、座席表でございます。もし、不足の方がいらっしゃる場合には、恐縮でございますがお申し出いただきたいと思えます。

よろしいようです。

それでは、早速報告事項に入りたいと存じますが、会議は、協議会規約第9条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

谷藤会長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

最初に、本日の会議録署名人を指名させていただきます。

盛岡市の村井政吉委員と玉山村の寺口市右衛門委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の終了予定時刻でございますが、午後2時30分を目安に進めてまいりたいと存じますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

#### (1) 報告事項

谷藤会長 それでは、報告事項の 新市建設計画に係る県知事との正式協議結果について、事務局から説明願います。

泉山事務局長 それでは、次第が一番上に乗っております資料を1枚めくっていた

だきますと1ページがございます。そこをご覧いただきたいと思いますが、報告第1号新市建設計画に係る県知事との正式協議の結果についてでございますが、去る2月20日の第6回協議会でご決定いただきまして、2月22日に県知事に協議をいたしたところでございます。その結果につきましては、裏面の2ページをご覧いただきたいと思いますが、県知事からは、意見のない旨回答がありましたので、ご報告するものでございます。

なお、お手元に色刷りの新市建設計画をお配りしているところでございます。

以上でございます。

谷藤会長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思っております。

報告ということでございますので、ご了承いただくということによろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは次に、報告事項 合併懇談会の開催結果について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、資料の3ページをお願いいたします。

報告第2号でございます。合併懇談会の開催結果について。

合併協議会において協議した内容を住民の方々に説明するため、盛岡市及び玉山村が開催した合併懇談会の開催結果を別紙のとおり報告するものでございます。

4ページ目をお願いいたします。

私の方からは、盛岡市におきます合併懇談会の結果について、ご説明させていただきます。

盛岡市におきましては、市内14地区におきまして合併懇談会、各種関係団体との懇談会を開催いたしまして、市長以下三役と協定項目等について市民の方々にご説明いたし、ご意見を伺ったところでございます。資料といたしましては、全戸配布した概要版等を用いて説明しております。

日程等については、ここにお示ししているとおりで、2月25日から3月5日までの9日間、16会場で延べ410人のご参加をいただいたところでございます。

意見については全部で101件ほどいただいております。

5ページ目、お願いいたします。

いただいたご意見でございますが、新市建設計画に関するものとしたしましては、産業振興あるいは合併特例債などについてのご質問をいただいております。新市建設計画で、小中学校の整備は何校予定しているかとか、雇用の場を広げてほしい等についてご意

見をいただいております。

住民生活に関するものとしては、除雪の対応とか行政連絡員等についてご意見をいただいておりますし、中核市に関するものについてもご意見をいただいているというものでございます。

6ページ目をお願いいたします。

2市村の合併に関する意見等ということで、玉山村にはすばらしい村づくりのビジョンがある。合併してよかったと思える合併をしてほしい等のご意見をいただいております。

そのほか、地域自治区に関するもの、議員に関するもの、職員等に関するものということでご意見をいただいておりますが、いただいた意見につきましては、合併に期待する意見や、合併を前提としたご質問が多く、反対につきましても2件ほどございましたが、大多数の市民の方々は、合併に対して肯定的なお考えをお持ちだというふうに受けとめているところでございます。

盛岡市の方は以上でございます。

沼田事務局次長 それでは、玉山村の懇談会の開催状況についてご報告申し上げます。

7ページをお願いいたします。

村内20会場で合併懇談会を開催し、村長、助役、収入役をして、合併協議会報告概要版に基づきまして、合併協定項目及び新市建設計画などの内容を説明し、ご意見を伺ったところでございます。

20会場での合併懇談会は、2月25日から3月3日までの6日間、延べ460人の参加をいただきまして、226件のご意見、ご質問等をいただいたところでございます。

次のページをお願いいたします。

8ページ、9ページでございますけれども、新市建設計画に関するものとして、事業は計画どおりに実施できるのかとか、また、住民生活に関するものにつきましては、サービスが低下し税金が上がることを心配しているなどのご意見、ご質問がございました。

また、2市村の合併に関するものにつきましては、盛岡市と合併することは有利なのかというようなこと、また、中核市に関するものについてもございます。

また、地域自治区に関するものとしては、地域自治区とはどういうものかといったこと、議員に関するものにつきましては、在任特例後は村からの議員が2人ぐらいになり、何もできなくなるのではないかというようなご質問、また、職員に関するものですが、村職員の給与はどうなるのかと。そして、その他としては、車庫証明がどうなるのか

というようなご意見がございました。

総体としますと、懇談会では、合併に前向きなご意見、ご質問が多くあったと受けとめておるところでございます。

以上でございます。

谷藤会長 ありがとうございます。

合併懇談会の開催結果について説明があったわけでございますが、この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたしたいと思えます。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にないようでございますので、報告につきましては、ご了承いただいたものとさせていただきますと思えます。

## (2) 協議事項

谷藤会長 それでは、協議事項に移ります。

協議第71号 合併協定書について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、お手元の10ページをお願いいたします。

協議第71号でございます。合併協定書について、別冊「合併協定書」のとおり確認を求めるものでございます。

皆様のお手元に白い表紙の合併協定書がございます。お目通しいただきたいと思えます。

この協定書でございますが、表紙を開いていただきますと、大きな項目で全部で26項目ございます。中身につきましては、6回の協議会にわたりまして一つ一つの項目についてご協議をいただきまして、決定いただいたというものを、この協定書という形で取りまとめたものでございます。

それでは、要点のみご説明させていただきます。

1ページ目でございますが、1番から5番までは、合併協定項目の基本的協定項目ということで取りまとめてございます。

1番の合併の方式ということで編入合併、2番の合併の期日、平成18年1月10日、3番目、新市の名称、4番、新市の事務所、5番は財産の取扱いということでまとめさせていただいております。

次は、同じ1ページから3ページまででございますが、ここは6番から10番までというこ

とで、10番の地域自治制度の取扱いまででございますが、ここは、合併特例法に規定されている項目について協定項目ということでまとめさせていただいております。

6番の議員の定数及び任期の取扱いということで、在任特例を適用する。

7番の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、玉山村の農業委員会は、市の農業委員会に統合するという内容で調整させていただいております。

8番目の地方税の取扱いということでございますが、取扱いが同じものは現行どおりとし、差異があるものについては不均一課税等の適用後に統合するという内容でございます。

9番の一般職の職員の身分の取扱いというものは、すべて盛岡市の職員として引き継ぐものとするということでございます。

10番目につきましては、地域自治制度の取扱いということで、合併特例法に基づき、玉山村に地域自治区を設置するというものでございまして、この協議書の内容につきましては、18ページに別紙1地域自治区の設置等に関する協議書ということで取りまとめております。説明は省略させていただきます。

それから、次の3ページ、11番の特別職の身分の取扱いから、7ページの25番まででございますが、これらは、その他必要な協定項目というもので分類されているものでございます。

3ページに戻りまして、11番、特別職の身分の取扱い、12番は条例、規則等の取扱い、13番につきましては事務組織及び機構の取扱いというものでございまして、住民サービスの低下を招かないようにする。それから、玉山総合事務所は、窓口業務、地域振興策等を推進する組織、機構とするという内容でございます。

14番は、一部事務組合等の取扱い、15番、使用料、手数料等の取扱いというものでございますが、これにつきましては、基本的には現行どおり、または、盛岡市の例により統合するという方向でございます。

5ページでございますが、16番の公共的団体等の取扱いでございますが、民生児童委員連絡協議会、社会福祉協議会等の団体につきましては、合併時に統合するという方向でございます。

17番の補助金、交付金等の取扱いというものでございますが、これは別紙2「補助金、交付金等調整一覧表」のとおりでございまして、この協定書の20ページをご覧くださいと思います。これにつきましても、協議会でご協議いただいた内容をまとめたものでござ



ざいますので、説明は省略させていただきます。

5ページにお戻りいただきたいと思います。

18番、町名・字名の取扱い、それから、19番は慣行の取扱い。

6ページになりますが、20番、国民健康保険事業の取扱い、21番の介護保険事業の取扱い、これにつきましては、保険料は合併翌年度に再編するという方向でございます。

22番、消防団の取扱いにつきましては、組織の定員は2市村の定員の総和とするという方向でございます。

7ページでございますが、23番の行政区の取扱いということで、行政区数については、現行どおりとするという方向でございます。

24番の電算システムの取扱いにつきましては、住民生活に影響が生じないように、統合するという内容でございます。

25番でございますが、事務事業の取扱いというものでございますが、これにつきましては、25 - 1から17ページの25 - 35まで、青少年健全育成事業までございます。各種事業についても水準調整についてご協議いただいたものでございますが、これにつきましても、協議会での協議のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

そして最後、17ページでございますが、26番、新市建設計画でございます。これにつきましては、別冊「新市建設計画」のとおり定めるというものでございまして、先ほどご報告いたしましたとおり、知事から、意見がないということで了承いただいたものでございます。

以上、要点のみの説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思っております。それぞれ、今まで皆様方にご協議いただいたものを取りまとめをさせていただいた内容ということになってございます。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にないようでございますので、それでは、協議第71号 合併協定書については、承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

### (3) その他

谷藤会長 それでは、その他に移ります。

合併協定調印式について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、お手元の資料の11ページをお願いいたします。

合併協定調印式についてご説明申し上げます。

まず、1の趣旨でございますが、調印式は、合併協議会において確認していただきましたものを合併協定書ということで取りまとめまして、それにつきまして、盛岡市長及び玉山村長が地方公共団体の長としてその確認をし、署名、押印をするために開催するというものでございます。協議会委員の方々は、その立会人として署名をしていただくということになります。

この調印後でございますが、それぞれ盛岡市、玉山村では、この協定書に基づく市村の廃置分合に係る議案を3月15日に各市村の議会に提案させていただきまして、可決いただきましたならば、3月中に岩手県知事に廃置分合の申請を行うという形になります。

2の調印式の主催でございますが、盛岡市、玉山村。

3の日時は、このとおりでございます。

会場は、このホテルの3階「星雲」の間。

出席者につきましては、2市村の首長、それから、協議会委員の方々のほか、来賓の方々ということでございます。

式の流れと申しますか、6の次第でございますが、まず開会、それから(2)の協議経過及び合併協定書の説明の後、(3)として、市長、村長による合併協定書の署名、押印、それから、(4)として、立会人の方々によります署名ということでお願いをすることになります。そして最後に、岩手県知事が特別立会人ということで署名をいただきまして、その後、主催者あいさつ、来賓祝辞、閉会という大きな流れにございます。

そして、調印式の終了後、記念写真ということで、全員の委員によります記念写真を欲しいと思います。

それから、署名のことですが、署名につきましては、お席の方で署名をしていただくということになります。それで、係の者が皆様の方に協定書と筆記用具を持ってまいりますので、協定書2部に署名をしていただくことになります。署名用として毛筆と筆ペン、サインペンと3種類用意してありますので、得意なものでお願いいたします。それから、立会人の方々は署名だけ、押印についてはございませんので、よろしくお願いいたします。

12ページの方ですが、これは合併協定後の手続の流れということで、参考にしていただければと思います。

それから、13ページでございますが、協議会の決算見込みについてご説明申し上げますのでございます。

歳入歳出同額の見込みとなりますが、予算に対して決算見込みが約40万円の減額となっておりますが、これにつきましては、歳出の方の事業費の13の委託料の方でございますが、このホームページ等作成委託料の入札差額の分というようなことでございます。正式なものにつきましては、監査を受けまして、後日、委員の皆様方に決算書の写しという形でご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がありますればいただきたいと思っております。

この後の流れ、そしてまた決算見込みのところまで説明させていただきましたが、決算につきましては、監査いただいた後に皆様方のところに送らせていただくということにさせていただきたいということでございます。

特にないようでございますので、ご承認いただいたものとさせていただきますと思っております。

それでは、この際、皆様方から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にございませんか。

事務局から何かありますか。

特にないようでございますので、協議会の締めくくりに当たりまして、私から当合併協議会の協議を終えるに当たりまして一言お礼を申し上げたいと存じます。

当協議会におきましては、昨年11月29日に初会合以来、本日まで7回にわたりまして委員の皆様のご熱心なご協議をいただき、本日、合併協定書のご確認をいただき、当地域の合併に係る協議の一切を終えることができました。この間、委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、将来のまちづくりに対する熱い思いから、本当に熱心なご議論をいただき、心から感謝申し上げます。

申し上げますまでもなく、市町村合併はそれ自体が目的ではなく、新たなまちづくりの手段となるものでございますので、これを契機といたしまして、企業誘致や地域の資源をい

かした地場産業の育成、雇用の場の創出、さらには産学官の連携など、自主性、拠点性、求心力を高める施策を積極的に展開し、北東北の要となるまちづくりを進めてまいりたいと存じております。

本日の協議会におきまして最終的なご確認をいただきましたことから、合併協定書に調印いたしまして、それを踏まえ、2市村の議会に合併に関する議案を提出させていただき、議会のご審議をいただくこととなります。当協議会におけるこれまでの取り組みが実を結び、「活力に満ち、詩情あふれる新県都」、新盛岡市が誕生することを祈念いたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。

委員の皆様方、本当にありがとうございました。

以上で会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

#### 4 閉 会

司会 これをもちまして、第7回盛岡市・玉山村合併協議会を終了させていただきます。委員の皆様方のご協力に感謝を申し上げまして、閉会とさせていただきます。

引き続き、2時45分から調印式を行いますので、皆様には、調印式会場であります3階「星雲」にご移動いただきますようお願いいたします。

午後 2時30分